

結 語

職業高等学校の原型と今日的課題

戦後教育改革によって創出された職業高等学校制度の内実を究明するために、以上二部5章に亘って、敗戦以降昭和26年迄の職業高等学校制度改革過程を考察してきた。このことは又、単に職業高等学校だけではなく、高等学校全体の改革過程をも明らかにしてきたことになる。と言うのは、職業高等学校制度改革と高等学校制度改革とは、表裏の関係にあるからである。ところで、われわれは本論文での職業高等学校制度改革の内実を分析することによって、職業高等学校制度が明確な教育理念あるいは教育課程をもって、実施されたものでないと結論づけることができる。換言すれば、戦後教育改革は一見職業高等学校の原型を提起しているかのように見えるが、しかしそのような原型は存在し得なかったのである。ただあえてその原型なるものを指摘するとすれば、職業高等学校制度はその存在証明なしに実施されたため、その実施過程においてそれを模索したこと、このことが職業高等学校制度の原型であったと言えるのである。このことは、高等学校制度についても同様である。

かかる意味における職業高等学校の原型は、如何なる示唆を今日の教育改革論に与えてくれるであろうか。周知の通り、戦後教育改革のレーゾン・デートルは、国民一人一人に「教育の機会均等」を保障することにあった。職業高等学校制度の理念も、この例外ではな

かった。しかしこの理念を歴史的所与の条件の中で具体化する時、つまり、一人一人の国民にとってそれが現実的意味を帯びる時、

「教育の機会均等」の理念は国民一人一人の間で様々な重みを持つことになる。この重みを職業高等学校制度改革との関連で考察すれば、その重みの内実は何であり、且つその重みが奈辺に起因するかの疑問が湧いてくる。本論文はこれ等の疑問を解明する鍵が、(1)昭和23年の教育刷新委員会第13回建議、(2)昭和24年の教育刷新審議会第30回建議、(3)宮原氏の「生産主義教育論」を中心とする職業教育改革論の提起した問題にあると考えた。われわれはこれ等の問題と職業高等学校制度改革の内実から、職業高等学校の原型の重みとその重みの所在を、次の四事項に整理できるように思う。

その第一は職業高等学校制度が、学校制度内教育の機会均等の概念に基づき実施されたことである。しかし日本国憲法及び教育基本法の「教育の機会均等」理念は、かかる概念にとどまるものではなかった。より具体的に言えば、高等学校制度の実施直前においては、「教育の機会均等」理念は二つの相貌を持っていたのである。即ち、学校制度内教育の機会均等と学校制度外教育の機会均等の概念である。前者の概念は、学校教育法及びその関連法令の制定により具体化されることになった。しかし後者の概念は、教育刷新委員会第

13回建議にもかかわらず、その制度化をみることはなかったのである。その結果、職業教育は学校職業教育と学校外職業教育との人工的な分離独立化を惹起することになった。かかる分離独立化は又、(1)職業高等学校教育の存在証明を不明確にし、(2)労働者からは「教育の機会均等」の保障を奪い、(3)さらには職業教育全体の混乱と沈滞を結果する要因にもなったのである。その第二は学校制度内教育の機会均等の具体化が、各高等学校間の制度及び教科課程の整合性を追求するという形をとったことである。普通高等学校と職業高等学校、全日制高等学校と定時制高等学校との間では、その制度及び教科課程において、単に同等性にとどまらず、きわめて強い同質性が強調されることになった。職業高等学校制度改革過程にみられる「特別の技能教育を施す」高等学校制度の廃止、第一次教科課程から第二次教科課程への展開は、まさにその証左の一端である。その結果、職業高等学校は存在証明を、その制度及び教科課程に求めることは、きわめて困難な課題となったのである。その第三は教育刷新審議会第30回建議が、第一及び第二の重みを解決しようとしたにもかかわらず、同建議が十分な解答を出し得なかったことである。その最大の原因は、同建議が職業高等学校制度の存在証明を、教育制度全体とのかかわりなく、職業高等学校制度それ自体の内にだけ求めると言う論理的矛盾をおかしたことである。かかる論理的矛盾は、逆説的に言えば、学校制度内教育の機会均等を各高等学校間の制度及び教科課程の整合性を追求して、なお職業高等学校制度の存在証明を得ようとした職業高等学校の制度展開にも、同様に指摘できるものである。同

建議はかかる矛盾をはらむ故に、職業高等学校制度の存在証明を、教育の論理によって証明し得ず、経済の論理を教育の場に応用する形に求めることになったのである。勿論、職業教育が経済の論理と無縁の存在であるとも考えないし、又経済の論理が職業教育に提起されるべきでないと言うつもりもない。問題の所在は職業教育がこの両論理をどのように受けとめ、両論理の矛盾を如何に克服するかにあると考える。同建議はこの課題解決をさけ、主として機能論から職業高等学校の制度改革に迫るのである。かかる改革姿勢は、昭和26年以降の文教政策の根幹となり、その延長線上に職業高等学校制度の改革が実現されて行くのである。かかる事態は職業高等学校教育はもとより、職業教育全体にとってきわめて不幸なことであった。その第四は職業高等学校の目的及び教科課程に関する吟味が、その制度構想及び実施過程においても、十分行われなかったことである。このことは第二次教科課程の編成課程が、最もよく象徴しているように思う。第二次教科課程を実質的に決定した「新制高等学校課程研究委員会」は、その審議過程において、「高等学校全生徒の共通必修すべき一般教養とは何か、高等学校における専門教育の程度は何かを決定することが先決である。」と認識しながら、しかしこの先決問題を吟味することなく、第二次教科課程を編成するのである。公権力主体のかかる取り組みに対し、城戸幡太郎、宮原誠一、清水幾太郎、海後宗臣、太田堯等の各氏から、職業教育に関する目的論あるいは内容論が提起された。しかしこれ等の改革論は問題点の指摘にとどまり、それが教科課程さらには制度の具体的改革にまで発展することはなかつ

たのである。

ところで、職業高等学校の原型にみられるかかる重みから、われわれは何を学ぶべきであろうか。又何を学ぶことができるのであろうか。周知の通り、職業高等学校制度は、今日相対立する二つの改革論の狭間に立っていると見えよう。即ち、昭和46年6月1日の中央教育審議会答申、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」と、昭和49年5月21日の教育制度検討委員会最終報告、「日本の教育改革を求めて」とに代表される改革論である。前者が部分的改革を加えた後、職業高等学校を存続させようとするのに対し、後者は職業高等学校の存続を否定し、「地域総合高校」に発展解消させようとするのである。両者の論点は、高等学校の「教育の機会均等」の保障と言う共通目標において、前者が制度及び教科課程の非整合性を是認するのに対し、後者がそれを否定し、その整合性を主張することにある。かかる対立は、何も今日的な問題ではなく、行論で明らかな通り、職業高等学校制度の発足当初から見られたことであつた。

そして少なくとも、その職業高等学校制度改革の展開過程が示す所では、高等学校の「教育の機会均等」の保障は、両改革論が主張するような所にあるのではないことを示しているのである。より具体的に言えば、高等学校の「教育の機会均等」の保障は、その制度及び教科課程の整合性の有無にあるのではないということである。むしろ、その保障は一人一人の具体的な人間—精神的・肉体的・社会的に不平等に生を受けた人間—が、如何に教育の機会をひとしく、選択できるかにかかっていることを知るのである。整合性の追求の主体は、教育制度の側にあるのではなく、様々な教育の機会を選択する個々の具体的な人間の側にあると言えよう。この認識の欠除を、われわれは職業高等学校制度改革にも、又現代教育改革論にも見い出すことができるのである。かかる認識の欠除に対する反省に立たない限り、如何なる教育制度改革を実施しようとも、それは国民一人一人の「教育の機会均等」を保障し得るものとなり得ないように思う。